

## 皇室制度・女性皇族に関する考え方

大石 眞 (京都大学)

### 1 象徴天皇制度と皇室の御活動の意義について

天皇は、日本国及び日本国民統合の象徴として、憲法所定の国事行為（6条・7条）のほか、多くの公的行為を引き受けておられる。また、皇族方は、国事行為の臨時代行を務められる皇太子（憲法4条2項・国事行為臨時代行法2条）を始めとして、天皇の行われる各種の行為を支える方々として、その象徴たる機能を補完する働きを果たしておられる。そうした活動の意義については、いわば国の「尊厳的」（dignified）な要素として、党派的な対立を超え、社会的な結合を強める機能をもつと考えられる。

天皇には、憲法で明記された国事行為のほか、皇室にかかわる祭祀行為の主宰（宮中の大祭など）や、象徴としての多くの公的行為（各地への行幸、外国要人の引見など）があり、しかも、この公的行為の割合がとりわけ多いようである。しかし、このように天皇の行われる公務が拡大してきたことは、それ自体として望ましい方向と言えるのかどうか、再考の余地がある。天皇陛下と皇族方に過剰なご負担をかけないためにも、それらの整理と統合を含む再検討を行う必要がある。

### 2 今後、皇室の御活動の維持が困難となることについて

現行典範による皇族女子の婚姻による皇籍離脱（12条）と養子の禁止（9条）は、皇族数の減少という傾向に拍車をかけることになる。皇太子家の愛子内親王のほか、寛仁親王家と高円宮家の女王（5人）、そして秋篠宮家の内親王（2人）は、現行典範のままだと、やがて婚姻により皇籍を離れることが予想される（場合によっては、自発的な皇籍離脱もありうる。典範11条参照）。

こうした皇族数の大幅な減少は、皇室活動の展開にとって大きな障害になることは間違いない。それは、皇室の活動を積極的に評価する立場からすると、由々しい事態であり、その意味での現行典範改正には十分な必要性と緊急性がある、と考えられる。

### 3 皇室の御活動維持の方策について

この「女性皇族(内親王・女王)に婚姻後も皇族の身分を保持いただく」という方策については、何より、「皇族の身分を保持」することの意味を見極める必要がある。つまり、(a)いわゆる宮家を立てるという趣旨か、(b)婚姻後もなお皇族の出自を示す尊称（内親王・女王）を認めるという趣旨かを分けて考える必要がある。

もし、(a)「宮家を立てる」趣旨だとすれば、さらに「宮家」又は「宮」の意味が問題となるが、一般に「宮家」とは皇族身分の保持を認められた一家又はその当主を示すものとされる。現在、その法的な定義や根拠は見当たらないが、あえて現行法の用語で置き換えてみると、「内廷にある」皇族とは区別された「独立の生計を営む」皇族（親王・内親王）を指すと言える（皇室経済法4条・6条参照）。

現行典範の下では、これまで婚姻により皇族の身分を離れた内親王は合計6人で、現在5人おられるが、内親王が、婚姻と関わりなく内廷から離れて「独立の生計を営む」皇族となられた前例はない。

他方、「皇族の身分を保持」することが、(b)婚姻後も皇族の出自を示す尊称（内親王・女王）を用いることを認める趣旨だとすれば、これには旧典範時代に前例がある。すなわち、旧典範第44条は、臣籍に婚嫁した皇族女子に、皇族の出自を示す尊称としての「内親王・女王」を称することを認めていたが、その例として李王妃となられた梨本宮方子女王殿下の場合がある。

このように旧典範は婚姻後も皇族の出自を示す尊称（内親王・女王）を用いることを認めていたが、現行典範ではそうした尊称を用いることを認めていない。この変更理由については、第91回帝国議会の両議院における現行典範案の審議過程を見ても明らかでない。

一切の養子を禁止している現行制度を改めて、少なくとも皇族間の養子については認める考え方もあるが、これでは皇族数の増加にはつながらない。そこで、より広い範囲で現行制度を改め、旧宮家から然るべき方々を現存の宮家の養子として迎え入れて皇族とする途が考えられる。この場合は、大幅な制度改正を避ける意味から、皇統を継ぐ男系男子を養子の要件とするのが妥当であろう。

#### 4 女性皇族に婚姻後も皇族の身分を保持いただくとする場合の制度のあり方について

皇室の規模の問題については、皇族費との関係もあって一概には言えないが、少なくとも現在の規模は少なすぎる印象はある。したがって、現行の永世皇族制（典範6条）は当然に維持するとともに、内親王・王・女王の自発的な皇籍離脱も、ご本人の意思をできるだけ尊重する必要があるが、なるべく避けることが望ましい。

前記のように、「皇族の身分を保持」することが(a)「宮家を立てる」趣旨であるとするれば、その配偶者は、一般民間人の方で構わないが、配偶者とその子については皇族として処遇することが望ましい。他方、それが(b)婚姻後も皇族の出自を示す尊称（内親王・女王）を用いることを認める趣旨だとすれば、その尊称はその一代限りとするのが当然であろう。

#### 5 皇室典範改正に関する議論の進め方について

今般のヒアリング事項の問題については、一般に、いわゆる女性宮家の創立という文脈で語られることが多いが、これまで述べたように、「婚姻後も皇族の身分を保持」することの意味を明確にした上で、議論を進めることが必要である。

皇室典範の改正も俎上に上ることになるのであれば、憲法附属法の再検討の問題として、国会両議院に設けられている憲法審査会で論議することが考えられてよい。

#### 6 その他

皇室経済との関係を考えると、「皇族の身分を保持」という意味が婚姻後も皇族の出自を示す尊称（内親王・女王）を用いることを認める趣旨だとすると、皇室経済法にいう「皇族であった者としての品位保持の資に充てるために……その身分を離れる際に一時金額により支出するもの」（同法6条1項）——「皇族がその身分を離れる際に支出する一時金額による皇族費」（同条7項）——に限っている現行規定を改める必要はない（一時金額を減じ、毎年一定の手当てをする案も考えられる）。

他方、それが皇族として女性「宮家を立てる」趣旨だとすると、婚姻に際しての「皇族が初めて独立の生計を営む際に一時金額により支出する皇族費」（同条6項）のほかにも、「皇族としての品位保

持の資に充てるために、年額により毎年支出するもの」（同条1項）——「年額による皇族費」（同条3項）——を手当てするため、その改正も必要となる。

伝統的な儀式・行事等についても、法的な整理・再検討を行う必要がある。そもそも、現行憲法の施行に合わせて、公式令や皇室令はすべて廃止されたが、公式令だけでなく旧皇室令の関連諸規定は、現行憲法施行直前の行政措置によって、その後の皇室制度の運営基準となっている。しかし、その運営のあり方は皇室内部事項に無縁だった一般民間人には極めて分りにくく、一般民間人の男子が皇族女子の配偶者として皇籍に入るとすると、大きな不安材料になる。その意味でも、これらを何らかの方法と手順によって整備する必要がある。

〔現行規定〕

日本国憲法（昭和二年一月三日公布）

第一章 天皇

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二 国会を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。

七 栄典を授与すること。

八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

九 外国の大使及び公使を接受すること。

十 儀式を行ふこと。

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

皇室典範（昭和二年一月二六日法律第三号）

第一章 皇位継承

第一条 皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

第二条 皇位は、左の順序により、皇族に、これを伝える。

一 皇長子

二 皇長孫

三 その他の皇長子の子孫

四 皇次子及びその子孫

五 その他の皇子孫

六 皇兄弟及びその子孫

七 皇伯叔父及びその子孫

② 前項各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを伝える。

③ 前二項の場合においては、長系を先にし、同等内では、長を先にする。

第二章 皇族

第五条 皇后、太皇太后、皇太后、親王、親王妃、内親王、

〔旧規定〕

大日本帝国憲法（明治三年二月二日公布、明治憲法）

第一章 天皇

第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治權ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

第五条 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ

第六条 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

第七条 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス

第八条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ依リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

② 此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第九条 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ案寧秩序ヲ保持シ及臣民ニ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第一〇条 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル

第一一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第一二条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第一三条 天皇ハ戰イヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第一四条 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

② 戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以之ヲ定ム

第一五条 天皇ハ爵位勲章及其ノ他ノ榮典ヲ授与スル

第一六条 天皇ハ大赦特赦減刑及復権ヲ命ス

第一七条 撰政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

撰政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

皇室典範（明治三年二月一日勅定）

第一章 皇位継承

第一条 大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ継承ス

第二条 皇位ハ皇長子ニ伝フ

第三条 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ伝フ 皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ伝フ以下皆之ニ例ス

第四条 皇子孫ノ皇位ヲ継承スルハ嫡出ヲ先ニス 皇庶子孫ノ皇位ヲ継承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル

第五条 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ伝フ

第六条 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ伝フ

第七条 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ伝フ

第八条 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

第七章 皇族

第三〇条 皇族ト称フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇

王、王妃及び女王を皇族とする。

第六条 嫡出の皇子及び嫡男系嫡出の皇孫は、男を親王、女を内親王とし、三世以下の嫡男系嫡出の子孫は、男を王、女を女王とする。

第七条 王が皇位を継承したときは、その兄弟姉妹たる王及び女王は、特にこれを親王及び内親王とする。

第八条 皇嗣たる皇子を皇太子という。皇太子のないときは、皇嗣たる皇孫を皇太孫という。

第九条 天皇及び皇族は、養子をすることはできない。

第一〇条 立后及び皇族男子の婚姻は、皇室會議の議を経ることを要する。

第一一条 年齢十五年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる。

② 親王(皇太子及び皇太孫を除く)、内親王、王及び女王は、前項の場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる。

第一二条 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

第一三条 皇族の身分を離れる親王又は王の妃並びに直系卑属及びその妃は、他の皇族と婚姻した女子及びその直系卑属を除き、同時に皇族の身分を離れる。但し、直系卑属及びその妃については、皇室會議の議により、皇族の身分を離れないものとすることができる。

第一四条 皇族以外の女子で親王妃又は王妃となつた者が、その夫を失つたときは、その意思により、皇族の身分を離れることができる。

② 前項の者が、その夫を失つたときは、同項による場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる。

③ 第一項の者は、離婚したときは、皇族の身分を離れる。

④ 第一項及び前項の規定は、前条の他の皇族と婚姻した女子にこれを準用する。

第一五条 皇族以外の者及びその子孫は、女子が皇后となる場合及び皇族男子と婚姻する場合を除いては、皇族となることがない。

#### 皇室經濟法(昭和二年一月一六日法律第四号)

第二条 左の各号の一に該当する場合においては、その度ごとに国会の議決を経なくても、皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜与することができる。

一 相当の対価による売買等通常の私的經濟行為に係る場合

二 外国交際のための儀礼上の贈答に係る場合

三 公共のためになす遺贈又は遺産の賜与に係る場合

四 前各号に掲げる場合を除く外、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に、皇室がなす賜与又は譲受に係る財産の価額が、別に法律で定める一定価額に達するに至るまでの場合

第三条 予算に計上する皇室の費用は、これを内廷費、宮廷費及び皇族費とする。

第四条 内廷費は、天皇並びに皇后、太皇太后、皇太后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃及び内廷にあるその他の皇族の日常の費用その他内廷諸費に充てるものと

太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃内親王王妃女王ヲ謂フ

第三一条 皇子ヨリ皇玄孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女王ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ女王ヲ女王トス

第三二条 天皇支系ヨリ入テ大統領ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ女王ヲタル者ニ特ニ親王内親王ノ号ヲ宣賜ス

第三五条 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三六条 摂政在任ノ時ハ前条ノ事ヲ撰行ス

第三七条 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム 事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選挙セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三八条 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三九条 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四〇条 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四二条 皇族ハ養子ヲ為スコトヲ得ス

第四四条 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス 但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ヲ稱フ有セシムルコトアルヘシ

皇室典範増補(明治四〇年二月一日)

第一一条 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ

第二一条 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相続人トナリ又ハ家督相続ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得

第三一条 前二条ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑属及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル 但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑属ハ此ノ限ニ在ラス

第四一条 特權ヲ剥夺セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ

② 前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル得ス

第六条 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス

第七条 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ関スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム

② 皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規程ニ依ル

第八条 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ發スル規則ニ別段ノ条規ナキトキニ限リ之ヲ適用ス

皇室典範増補(大正七年一月一八日)

皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

第九章 皇室經費

第四七条 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ国庫ヨリ支出セシム

第四八条 皇室經費ノ予算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法ノ定ムル所ニ依ル

〔当時存したのは帝室會計法(明治二十一年三月)で、同名の法律が制定されたのは同二四年三月である〕

し、別に法律で定める定額を、毎年支出するものとする。  
② 内廷費として支出されたものは、御手元金となるものとし、宮内庁の経理に属する公金としない。

③・④ 「略」

第五条 宮廷費は、内廷諸費以外の宮廷諸費に充てるものとし、宮内庁で、これを経理する。

第六条 皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てるために、年額により毎年支出するもの及び皇族が初めて独立の生計を営む際に一時金額により支出するもの並びに皇族であった者としての品位保持の資に充てるために、皇族が皇室典範の定めるところによりその身分を離れる際に一時金額により支出するものとする。その年額又は一時金額は、別に法律で定める定額に基づいて、これを算出する。

② 「略」

③ 年額による皇族費は、左の各号並びに第四項及び第五項の規定により算出する額とし、第四条第一項に規定する皇族以外の各皇族に対し、毎年これを支出するものとする。

一 独立の生計を営む親王に対しては、定額相当額の金額とする。

二 前号の親王の妃に対しては、定額の二分の一に相当する額の金額とする。但し、その夫を失つて独立の生計を営む親王妃に対しては、定額相当額の金額とする。この場合において、独立の生計を営むことの認定は、皇室経済会議の議を経ることを要する。

三 独立の生計を営む内親王に対しては、定額の二分の一に相当する額の金額とする。

四 独立の生計を営まない親王、その妃及び内親王に対しては、定額の十分の一に相当する額の金額とする。ただし、成年に達した者に対しては、定額の十分の三に相当する額の金額とする。

五 王、王妃及び女王に対しては、それぞれ前各号の親王、親王妃及び内親王に準じて算出した額の十分の七に相当する額の金額とする。

④ 摂政たる皇族に対しては、その在任中は、定額の三倍に相当する額の金額とする。

⑤ 同一人が二以上の身分を有するときは、その年額中の多額のものによる。

⑥ 皇族が初めて独立の生計を営む際に支出する一時金額による皇族費は、独立の生計を営む皇族について算出する年額の二倍に相当する額の金額とする。

⑦ 皇族がその身分を離れる際に支出する一時金額による皇族費は、左の各号に掲げる額を超えない範囲内において、皇室経済会議の議を経て定める金額とする。

一 皇室典範第十一条、第十二条及び第十四条の規定により皇族の身分を離れる者については、独立の生計を営む皇族について算出する年額の十倍に相当する額

二 皇室典範第十三条の規定により皇族の身分を離れる者については、第三項及び第五項の規定により算出する年額の十倍に相当する額。この場合において、成年に達した皇族は、独立の生計を営む皇族とみなす。  
⑧ 第四条第二項の規定は、皇族費として支出されたものに、これを準用する。

⑨ 第四条第三項及び第四項の規定は、第一項の定額に、これを準用する。

〔参考・皇室経済法制定当初〕

第六条 皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てるために、年額により毎年支出するもの及び皇族であった者としての品位保持の資に充てるために、一時金額により皇族の身分を離れる際に支出するものとする。その年額又は一時金額は、別に法律で定める定額に基づいて、これを算出する。

② 年額による皇族費は、左の各号及び第三項から第五項までの規定により算出する額とし、第四条に規定する皇族以外の各皇族に対し、毎年これを支出するものとする。

一 親王に対しては、左の金額とする。

既婚者 定額相当額

成年未婚者 定額の二分の一に相当する額

未成年未婚者 定額の四分の一に相当する額  
二 親王妃に対しては、定額の二分の一に相当する金額とする。

三 内親王に対しては、左の金額とする。

成年者 定額の二分の一に相当する額

未成年者 定額の四分の一に相当する額

四 王、王妃及び女王に対しては、夫、親王、親王妃及び内親王に準じて算出した金額の十分の七に相当する金額とする。

③ 既婚の親王及び王に対しては、婚姻が解消した後においても、従前と同額とする。

④ 摂政たる皇族に対しては、その在任中は、定額の五倍に相当する金額とする。

⑤ 「同上」

⑥ 一時金額による皇族費は、皇室典範の定めるところにより皇族の身分を離れる皇族に対し、一時にこれを支出するものとし、その皇族について第二項、第三項及び前項の規定により算出する年額の十五倍に相当する金額を超えない範囲内において、皇室経済会議の議を経て定める金額による。

⑦ 前項の規定による一時金額の算出に関しては、未婚又は未成年の親王又は王は、既婚の親王又は王の例に、未成年の内親王又は女王は、成年の内親王又は女王の例によるものとする。

⑧ 「同上」

⑨ 「同上」